

公売公告

令和 6年 10月 3日

埼玉県行田県税事務所長 印  
(埼玉県総務部個人県民税対策課扱い)

下記により、差押財産の公売をします。  
国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	別紙公売財産目録のとおり		
公 売 の 方 法	せり売り		
公売参加申込期間	令和 6年 10月 4日 (金) 13時 00分 から 令和 6年 10月 22日 (火) 23時 00分 まで		
公売保証金提供期限	令和 6年 10月 25日 (金) 17時 00分 まで		
せり売り・入札開始日時	令和 6年 10月 29日 (火) 13時 00分 から		
せり売り・入札締切日時	令和 6年 10月 31日 (木) 23時 00分 まで		
公 売 場 所	KSI官公庁オークションが提供する公売に関するインターネットオークションシステム上		
開札の日時(入札の場合)	令和 年 月 日 ( ) 時 分	場所	
最高価申込者の決定の日時	令和 6年 11月 1日 (金) 10時 00分	場所	埼玉県行田県税事務所
売却決定の日時	自動車・不動産 令和 6年 11月 8日 (金) 10時 00分	場所	埼玉県行田県税事務所
	動産 令和 年 月 日 ( ) 時 分	場所	
代金納付期限	令和 6年 11月 8日 (金) 14時 30分		
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条に該当しない者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者		
その他	1 公売による権利移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。 2 公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込手続を行う必要があります。 3 公売参加申込期間及び公売(せり売り・入札)期間には、KSI官公庁オークションが提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。 4 公売公告に記載されている内容は埼玉県ホームページに掲載されます。 5 消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、埼玉県が適格請求書を交付します。ただし、適格請求書発行事業者登録が取り消されている場合は、適格請求書の発行はできません。 6 その他については、埼玉県インターネット公売ガイドラインによります。		
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を埼玉県行田県税事務所(埼玉県総務部個人県民税対策課扱い)に申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は、当事務所 管理・納税・個人県民税対策担当に用意してあります。		

公売手続を説明した「埼玉県インターネット公売ガイドライン」が当事務所 管理・納税・個人県民税対策担当に備え付けてあります。

